

相続人に非居住者がいる場合の相続手続

近年発生する相続には、相続人の中に日本から海外に住まいを移されている方が含まれる相続が多く見受けられます。そのため、相続税の申告もさることながら、相続財産である不動産や金融資産などの名義変更、解約などを行う手続について日本国内の方とは異なる手続が必要となります。これについて簡単にその内容を解説します。

1. 「非居住者」とは

「非居住者」とは、「居住者」でない方をいい、「居住者」とは国内に「住所」がある方をいいます。つまり、国内に「住所」がない方が「非居住者」となります。

なお、「住所」は「生活の本拠」をいい、それは住居、職業等から客観的事実によって判定することになります。したがって、「住所」はその人の生活の中心がどこかで判定されます。

2. 「印鑑証明」と「署名証明（通称「サイン証明」）」

遺言書がない場合には、共同相続人によって遺産分割協議が必要となります。その場合に遺産分割協議書を作成しますが、書類に署名等した方が本人であることを対外的に証明するために、相続人が居住者である場合は「印鑑証明」、非居住者である場合は「署名証明」を行います。それぞれの内容と違いについては次のとおりです。

(1) 印鑑証明（居住者）

「印鑑証明」とは、市区町村役場へ直接本人が出頭し印鑑（一般的に「実印」といわれるもの）の登録申請を行い、市区町村役場から「印鑑登録証明書（氏名・生年月日・住所が記載）」を発行してもらいます。その印鑑を利用して契約を行うことにより、本人が契約したことを証明できます。

(2) 署名証明（非居住者）

基本的に非居住者の場合は、「印鑑証明」の制度がなく「署名証明」となります。

「署名証明」とは、非居住者の居住している国にある日本大使館又は領事館（以下「日本大使館等」とします。）へ直接本人が出頭し署名および拇印の証明申請を行い、「署名証明書（氏名・生年月日が記載）」を発行してもらいます。なお、署名証明書には「貼付型」と「単独型」の2種類の形式があります。「貼付型」は契約書類に署名証明書を貼り付けて拇印にて割印する形式で、「単独型」は単体の署名証明書です。この2種類の違いは、信頼度であり「貼付型」の方が「単独型」より信頼度が高いといえます。

また、一時的に日本に帰国することがある場合には、国内の公証役場にて「署名証明書」を取得することも可能ですが、原則として「貼付型」のみであり、署名が必要な書類を持参しなければなりません。

なお、署名証明書には住所の記載がないことがあるため、別途日本大使館等で「在留証明書」を取得する必要があります。

3. 実際の相続手続

実際の相続手続で、遺産分割協議書に署名・捺印する際には、居住者は捺印を「実印」で行い「印鑑登録証明書」を添付し、非居住者は署名のみを行い「署名証明書」を添付することにより、不動産登記や金融機関の相続手続が可能になります。なお、遺産分割協議書には「貼付型」で「署名証明書」を添付する必要がある場合が多いため、そちらをお勧めします。どうしても遺産分割協議書等が間に合わない場合は、「単独型」を複数枚取得しておくともよいでしょう。

金融機関については、上記の遺産分割協議書等に加え、金融機関所定の書類に金融資産を相続する方のみが署名・捺印し手続きが可能です。また、全相続人から委任を受け第三者が手続することも可能ですが、その際は委任状に、上記の遺産分割協議書と同様の処理が必要となります。その他にも、金融機関ごとに手続き時の取り扱いが異なることがありますので、事前に確認しておく必要があります。

不動産の相続登記について司法書士に委託する場合には、不動産を相続する方のみ別途委任状等の資料に、居住者であれば署名・捺印をし、非居住者であれば署名のみが必要となります。

4. 将来の相続手続を簡単に

上記のように、非居住者に負担がかかる相続手続となるため、それを解消する方法として、遺言書を書いておかれることをお勧めします。遺言書に遺言執行者を日本国内にいる方を指定することにより、遺言執行者の単独の署名・捺印により相続手続が可能となり問題が解消されます。